

天皇制、とりわけ天皇裕仁の戦争責任について

[1] 日本の侵略戦争・植民地支配とその被害

(1) アジアへの被害 —— 中国をはじめ3000万人

中国だけで2000万人、アジア全域で3000万人に及ぶ犠牲
軍事占領、殺人、略奪、収奪、強制労働、徴用工、日本軍「慰安婦」など
台湾、朝鮮などに数十年に及ぶ植民地支配

(2) 日本人 —— 兵士、市民310万人の死者（63年厚労省）

兵士・軍属230万、民間人（国外）30万、空襲など民間人50万人
加えて絶対主義的天皇制の下で共産主義者、民主主義者の徹底的弾圧虐殺
この戦争責任・植民地支配の責任が天皇裕仁（と歴代の天皇）にあった

[2] 大日本帝国憲法下での天皇の地位と権能

(1) 大日本帝国憲法

第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第2条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス

第3条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第4条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第11条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

(2) 絶対君主で現人神（あらひとがみ）であった

(3) 大元帥で陸海軍を統帥した宣戦布告、講和の権限を持っていた

帝国憲法 11条 統帥権、直接軍隊に命令する権限。

軍人勅諭 1882 で日本軍が天皇の軍隊であり、上官の命令は天皇の命令であること
陸海軍には内閣を介さずに直接に天皇に上奏する権限（帷幄上奏権）

宣戦・講和権も天皇に与えた（第13条）。

国会の開設に伴う、ブルジョア政党の政治的影響力の拡大に対抗して、山県有朋内
軍部大臣現役武官制を制定した（1900年）。

(4) 軍の先頭には天皇と皇族が立っていた

天皇とその分身たる皇族は、あらゆる戦争の先頭を切った。

最初の本格的な大侵略戦争であった日清戦争時には、天皇が臨席する大本営を広島
に移し、天皇が直接に軍事指揮を執る体裁を演出した。

男子皇族は軍人たることを義務付けられ（1893年）、敗戦の年までに48人の皇族軍
人が登場し、実質的に軍部の枢要な地位を占めた（浅見雅男『皇族と帝国陸海軍』）。

天皇大元帥を筆頭に元帥 8 名、将官 10 名、その他の皇族はすべて将校であった。元帥・大将のうち 3 名は参謀総長・軍令部総長を歴任した。

(5) 教育勅語／軍人勅諭

「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」(教育勅語)
臣民と兵士には天皇に絶対服従、滅私奉公を子どもの時から教え込んできた。

[3] 開戦の責任、戦争遂行の責任、降伏引き延ばしの責任

○天皇の言い訳にもかかわらず、天皇が軍事・政治の細部に至るまで情報を得、指揮・命令していた。1921 年に摂政になった。1931 年の満州侵略時にはすでに統治者として 10 年の経験を持っており、1945 年には 24 年の経験を持ちどの政治家、軍人よりも経験を持っていた。

○天皇が独自の判断、命令を行ったいくつかの例(独白録より)

満州侵略以後、天皇は蒋介石政府と何とか妥協しようと思った。杉山元陸軍大臣と閑院宮参謀総長を呼んだ。もし、天皇と陸軍とが同意見なら、天皇は近衛文麿首相にそれを命じようとした。「満州は田舎であるから事件が起こっても大した事はないが、天津北京で起こると必ず英米の干渉が非道くなり彼我衝突の虞があると思っただからである」。

○天皇は、結局は日独伊三国同盟に賛成するのだが、当初は反対であったと述べており、板垣征四郎・陸軍大臣に「同盟論を撤回せよと云った処、彼はそれでは辞表を出すと云ふ、彼がみなくなると益々陸軍の統制がとれなくなるので遂にその儘(ま)となった」。

○独白録は後述のように、敗戦後に戦犯追及を逃れるために作ったものだ。それは全編絶対君主でなく立憲君主で、軍部や政府の言うことを無視できなかったと主張している。しかし、これらの例で分かるように、天皇は終始、情報力と判断力を持ち、自分の頭で判断した上で日本を戦争に導いて行っただの。

○天皇はもっと早い時期に、敗戦の決断が出来た筈だった。

天皇は「(ニューギニアの)「スタンレー」山脈を突破されてから(1943 年 9 月)勝利の見込みを失っていた」(『昭和天皇独白録』)。

それにも拘わらず、天皇はどこかでアメリカに一撃を下して講和したい、という全く実現性のない儚い希望にすがって、敗戦決定をずるずる先延ばしにしていたのだ。1945 年 2 月、重臣たちを呼び、講和について意見を徴した。近衛は共産主義革命を防ぐために即刻講和論を提案したが、東条英機は本土決戦論を唱えた。天皇は結局「陸海軍が沖縄決戦に乗り気だから、今戦いを止めるのは適当ではない」(『独白録』)

○その直後、原爆並みの東京大空襲を皮切りに（3月10日、死者10万人）、全国が空襲に見舞われ、「捨て石作戦」としての4月から始まった沖縄戦では約25万人が殺された。天皇が決断を引き伸ばしたことによって、敗戦までの1年間にわたる日本の兵士と市民の死者は全体の8割を占めた。

○ポツダム宣言の受け入れに最もこだわったのは「国体護持」=天皇制維持であった。敗戦までの犠牲は天皇制の維持のための犠牲であった。

[4] 天皇制存続、戦争責任回避、延命のあがき

「昭和天皇独白録」責任逃れの陳述書

昭和天皇自身も、また多くの近代史研究家たちも、昭和天皇は立憲君主主義を守った平和主義天皇としている。いわく立憲君主であって臣下や軍人たちのいうことを拒否できなかった。拒否すれば倒されていたであろう。戦争に最後まで反対し、抵抗をし続けた。だが、そのような見解は史実に反する。

独白録は1946年3月18, 20, 22日、4月8日に5回、8時間にわたって裕仁が語ったものを通訳の寺崎、松平宮内大臣、木下侍従次長が聞き取ってまとめた。1991年に公表。英語版がGHQに届けられた。東京裁判（極東国際軍事裁判）の起訴状の提出は1946年4月29日であり、1946年1月から戦犯リスト作成が始まり、オーストラリアは裕仁訴追を提起していた。4月3日に極東委員会は天皇不起訴を決定。これらの動きにたいする天皇弁明書であった。

○昭和天皇の戦争責任逃れ、天皇制延命の動きは敗戦直後から続く。

1945年8月以降 戦争責任論、退位論がでる

1945年9月27日にはGHQ総司令官マッカーサーとの会見。GHQへの協力を約束。

11回会った。3回目には「教養低く民主主義たりえない」。4回目では「日本の安全保障は米国主導で」（47.5.6）。等々。

1946年1月1日「人間宣言」で先手。2月から巡幸開始。国内での支持取り付け

1946年2月「独白録」

1946年5月東京裁判

1946年11月 新憲法発布 1947年5月 新憲法試行

○日本国憲法とくに象徴天皇制は当時の力関係による政治的妥協の産物

日本政府を通じた占領と共産主義への対抗を考える米国、GHQ

天皇制存続を目指す天皇と日本政府、支配層

天皇の戦争責任追及を要求する国際世論、連合国の動向

[5] 戦後も政治的発言止めず

○1947年9月19日に（新憲法下で政治的活動を禁止されているにもかかわらず）GHQに 沖縄の軍事占領を望むと長期占領を提案。

○旧安保条約締結に圧力(徹底した反共産主義)

○1971年6月2日、マイヤー大使に佐藤首相は、天皇による「蒋介石支持」の意向を大使に伝えた

○1973年、防衛2法審議の最中に、増原防衛長官に、昭和天皇は「防衛問題は難しいだろうが、国の守りは大事なので、旧軍の悪いことは真似せず、よいところは取り入れてしっかりやってほしい」と述べた。増原がしゃべったので発覚。(増原内奏問題)

[6]死ぬまで責任を取らなかった

○「長生きするといつまでも戦争責任のことをいわれる」
まるで自分の戦争責任に対する無自覚、無反省

○裕仁の責任は誰が引き継いでとるべきか。
本来戦犯として裁かれるべき／その上で天皇制の廃止
象徴天皇制にかわったが、退位も行われず、戦争責任の追及も行われなかった

○第1には政府 しかし、戦争責任・植民地支配の責任をとっていない
現に、韓国との間で残っている。朝鮮民主主義人民共和国とは未解決。

○天皇明仁および新天皇は関係ないか
裕仁の64年の遺徳をすべて引き継いだ明仁
新天皇徳仁はその責任から自由でいられるか
象徴天皇は戦争責任を果たせない(政治的行為を行うことができない)。根本的には天皇制を廃止することによってしか責任ははたせない。

戦争責任に対する謝罪と補償を終わっていないことは日本の人民の恥すべき事。戦争責任を徹底的に明らかにし、周辺国への謝罪と補償と行う。韓国に押し付けた日韓条約の問題点に向き合う、「慰安婦合意」を撤回する、朝鮮民主主義人民共和国への国交正常化と謝罪・補償。象徴天皇制が残ったこともそれと不可分の問題として課題になり続ける

【資料】 大日本帝国憲法

第1章 天皇

第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第2条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第3条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第4条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治權ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第5条 天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

第6条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第7条 天皇ハ帝国議會ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス

第8条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

2 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第9条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第10条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル

第11条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第12条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第13条 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第14条 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

2 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第15条 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ榮典ヲ授与ス

第16条 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第17条 摂政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

2 摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ